

信託が潜在力を発揮するには

東京大学 溜 箭 将 之

1. 信託の利点

- ・トータルな資産管理：資産形成（未成年・障害者を含む）・資産管理（後見代替を含む）・資産承継（遺言代替・公益を含む）
- ・専門家の活用：金融や投資の専門家、法の専門家、税の専門家、会計の専門家、福祉の専門家、家族の事情を分かる人
- ・プルーデント・インベスター・ルール：受益者のニーズ全体を考慮した上で分散投資

2. 信託が泣いている

- ・制度がばらばら：後見支援信託、税制優遇（教育資金贈与・結婚子育て支援）、NISA
東京地判平成 29 年 8 月 30 日金融・商事判例 1541 号 27 頁（教育資金贈与信託契約）
- ・専門家がバラバラ：信託銀行、弁護士、司法書士、公証人、家族・・・受益者不在
- ・資産計画が場当たりの
東京高判平成 28 年 10 月 19 日判時 2325 号 41 頁（遺言信託）

3. 信託の問題・リスク・課題

（1）家族信託と利益相反

- ・家族の位置づけ——構造的な利益相反をいかに管理するか
- ・注意義務と忠実義務の再定式

（2）専門家責任

- ・専門家が受託者になるのか、専門家が助言者になるのか
- ・費用：専門家を活用した資産管理・運用にはお金と時間がかかる——家族を活用するか
- ・共同受託者の責任、助言者の責任

（3）信託違反に対する救済

- ・トータルな資産が多様な専門家に委ねられれば、信託違反に伴うリスクは大きい
- ・共同受託者の責任、助言者の責任（再）
- ・財産の追及——国際的な追及を含む
大阪地判平成 23 年 7 月 25 日判時 2184 号 74 頁（全国小売酒販組合中央会事件）

（4）法の潜脱

- ・脱税、債権者詐害、遺留分潜脱
東京地判平成 30 年 9 月 12 日金融法務事情 2104 号 78 頁（遺留分）
- ・マネロン対策——金融活動作業部会（FATF）による対日相互審査